

平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	31	府省庁名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	海外投資等損失準備金		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>海外で行う資源の探鉱開発事業に対する投融資について、株式等の価格低落又は債権の貸し倒れによる損失に備えるために、投融資を行った内国法人に一定割合（探鉱100%、開発30%）の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度</p> <p>（資源の範囲は、石油（可燃性天然ガスを含む。国内事業を含む。）金属鉱物、石炭、木材（木材に関しては開発事業のみ）。）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>適用期限の延長（2年間）が認められた場合、法人住民税法人割についても同様の効果を適用する。</p> <p>（租税特別措置法第55条、同法第68条の43、同施行令第32条の2、同法施行令第39条の72、同施行規則第21条、同法施行規則第22条の45において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
要望理由	資源エネルギーは、国民生活や産業活動の基盤となる重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。		
減収見込額	(初年度) - (1,025) (平年度) - (1,025) (単位:百万円)		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>海外投資等損失準備金制度</p> <p>鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）</p>	<p>・融資、補助金その他</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出融資等</p>
	22年度の望	<p>・国税</p> <p>海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長（2年間）</p> <p>鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）の適用期限の拡充・延長（3年間）</p>	<p>・融資、補助金その他</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出融資等</p>
過去の要望経緯	別紙1		
本要望に対応する縮減案			